

必読

暮らしの法律ナビ

No.76 生活に関する公的な
支援制度について

新型コロナウイルスの影響で生活困窮者が増加している。従来から存する生活資金を支援する公的の制度を紹介する。

賄うことが困難である費用（滞納している公共料金の立て替えや債務整理の必要経費等）。

(一)住居確保給付金↓離職等により経済的に困窮し住宅を喪失又は喪失するおそれのある方に対して家賃の一部を給付する。金額は自治体により異なり最長9カ月間です。

(三)緊急小口資金の貸付制度↓緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額な費用。

詳細はWEB等で確認できる。窓口は社会福祉協議会や市役所で相談も受け付けている。

(二)総合支援資金の貸付制度↓①「生活支援費」生活再建までの間に必要な生活費用②「住宅入居費」敷金、礼金等住宅の賃貸借契約を結ぶための費用③「一時生活再建費」生活を再建するため一時的に必要なかつ日常生活費で

遺言・相続 成年後見
債務整理・破産 離婚 他

三田中央事務所
司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

土日相談可 ☎079-561-2050
tajima_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)
<http://www.sandachuo.com>